

## 65 歳以上マルチジョブホルダーの雇用保険加入とシフト制

令和 4 年 1 月から、複数事業所で勤務する 65 歳以上の労働者の雇用保険加入が施行されます。今回は定年や継続雇用制度の期間後で就労が多様化する 65 歳以上の労働者に試行的に運用されますが、その効果等について施行後 5 年を目途として検証する予定であり、その後全世代に拡大される可能性もあります。

### 1. 本来の雇用保険の加入基準はそのまま

雇用保険の(一般)被保険者は、適用事業所に「週の所定労働時間が 20 時間以上かつ 31 日以上雇用見込み」で雇用される労働者ですが、どの事業所においてもこの基準を満たさない労働者がマルチジョブホルダーの要件の対象となり得ます。1 つの事業所で基準を満たす場合には、マルチジョブホルダーであっても一般被保険者として資格を取得し、仮に週 20 時間以上の労働契約が 2 つある場合には生計を維持するために必要な主たる賃金を受ける雇用関係にある事業所でのみ雇用保険に加入します。このルールに変更はなく、今回の改正で誰でも所定労働時間を合算するようになったというわけではありませんので注意が必要です。

### 2. マルチ高年齢被保険者(条文では特例高年齢被保険者)とは

以下の要件を満たした労働者が希望すれば、労働者本人が労働者自身の住居所の管轄ハローワークに申出を行った日からマルチ高年齢被保険者となります。(ただし、取得後に任意の喪失はできません。)

#### (1) 要件

- ①複数の事業所に雇用される 65 歳以上の労働者であること。
- ②2 つの事業所\* (週の所定労働時間が 5 時間以上 20 時間未満であるものに限る。) の労働時間を合計して週の所定労働時間が 20 時間以上であること。
- ③2 つの事業所\*のそれぞれの雇用見込みが 31 日以上であること。 ※加入は 2 つの事業所までです。

#### (2) 事業主としての対応

資格取得に際して、該当する労働者から申出がない場合に手続きは必要ありませんが、申出があった場合に証明や雇入届への記入が必要となります。手続きは労働者本人が行い、マルチ高年齢被保険者としての資格取得後に住居所管轄ハローワークから各事業所へ通知がなされ、その後は保険料納付が必要となります。

資格喪失の際には喪失届・(依頼があれば) 離職証明書の記入が必要となります。自社を退職した時だけでなく他社を退職したときでもマルチ高年齢被保険者でなくなるため手続きが必要です。週所定労働時間を増やして 20 時間以上になった場合でもマルチ高年齢被保険者でなくなるため、本人の届出が必要です。

#### (3) マルチ高年齢被保険者への給付

離職した場合の給付は一時金である高年齢求職者給付となり、1 つの事業所のみを離職する場合でも、当該事業所での賃金に基づき給付がなされます。その場合には、他の事業所の所定労働時間だけでは 20 時間に満たないため被保険者でなくなります。育児・介護休業に関する給付については、全ての適用事業所において休業をした場合に受給できます。

### 3. 週の所定労働時間の考え方

週の所定労働時間は、就業規則や雇用契約書等により、通常の週に勤務すべきこととされている時間で判断します。この場合の「通常の週」とは、祝祭日及びその振替休日、年末年始の休日、夏季休暇等の特別休日などを含まない週をいいます。4 週 5 体制など週の所定労働時間が短期的かつ周期的に変動し、通常の週の所定労働時間が一通りでないときは、それらの平均(加重平均)により算定された時間とし、また、所定労働時間が 1 年や 1 か月の単位で定められている場合には、1 年 52 週として 1 週あたりを計算します。

### 4. いわゆるシフト制の場合には

アルバイトや学生バイト、登録型その他の呼び方で、所定労働日と所定労働時間を勤務の直前に決定するケースがあります。こういったシフト制では、一般被保険者としては雇用保険業務取扱要領に基づき勤務実績に基づき平均の所定労働時間を算定し、場合によっては時効の範囲内で遡及して加入することも実務上見られます。しかしマルチ高年齢被保険者の場合は遡及して加入することができません。そのためあらかじめ週の所定労働時間を決定したいという労働者からの要望も想定されます。

ホームページ「関東社会」「かいとうしゃかい」で検索 <https://www.kaito-sr.com/>

Facebook ページ

<https://www.facebook.com/kaitosr.tokyo/>

※本記事の無断転載は禁止  
しています。

社会保険労務士法人 関東社会保険労務事務所

〒160-0023 東京都新宿区西新宿 7-2-6 西新宿 K-1 ビル 7 階

TEL 03-3369-7411/8411

FAX Stop! 次回以降の FAX がご迷惑の場合は恐れ入りますがご連絡下さい。

FAX 03-3369-2711